

道路占用許可申請書

新 更 変 羽建収第 号
規 新 更 令和 年 月 日

令和 年 月 日

羽生市長 齋藤 万紀子 様

住所
氏名
担当者
電話

道路法第32条の規定により許可を申請します。

占用の目的			
占用場所	路線名	市道	号線 車道・歩道・その他()
	場所	羽生市 地先から地先まで	
占用物件	名称	規格	数量
占用の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	占用物件の構造
工事の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	工事实施の方法
道路の復旧方法	添付書類		○案内図 ○平面図 ○(縦)横断面図 ○構造図 ○舗装復旧図 ○現況写真
	占用料		(納入期限)別途発行する納入通知書に指定する期限

〔許可条件〕

- 工事について、羽生市建設課長の指示に従い竣工の時は確認を受けること。○工事完了後、施工前、施工中、施工後の写真を提出すること。
 - 掘削のときは、他の路床部分及び構造物に支障を及ぼさないようにすること。○舗装の切断は、コンクリートカッター等で直線にかつ路面に垂直に行わなければならない。また、車道部分の掘削幅は必要最小限としなければならない。
 - 工事中は交通の危険防止の道路標識、夜間は黄色点滅灯をつけ、その他交通安全上必要な措置を講ずること。
 - 交通対策については、羽生警察署の許可を受けると共にその指示に従い、一般交通の支障とならないようにすること。
 - 一日工程の掘削埋もどし及び転圧は一層(20cm)ごとにしめ固めを実施すること。○工事の施工にあたっては、沿線住民に工事の内容を十分周知させなければならない。○道路に関する工事により占用物件の除去移転改築等の命令を受けた場合は、速やかにこれに応じそれに要する費用は、占用者において全額負担すること。
 - 舗装路面の掘削部分は、充分転圧をした後仮復旧し1ヶ月を経過したのちにすみやかに本復旧すること。また、復旧の標準舗装構成は、原則として別記Ⅰ図、別記Ⅱ図のとおりとする。ただし、特殊なものについては、関係課と協議し決定すること。
 - 砂利道の場合は、路面に碎石を敷均し、充分転圧を行うものとする。
 - 本復旧を施工するまでの間、道路占用申請者は工事施工箇所を常に巡回し、路面の沈下、排水処理その他不良箇所が生じたときは、直ちに手直しを実施し、安全かつ円滑な交通を確保しなければならない。
 - 占用期間中、埋設管及びマンホールの破損により道路を損傷した場合は、申請者において、速やかに原形復旧をし、それに要する一切の費用を負担すること。
 - 占用中に占用物件から生じた事故については、申請者が全て責任を負うとともに、被害者に対する損害賠償及び休業補償並びに医療費等は申請者が負担し被害者から後日異議申立てなきよう解決すること。
 - 許可条件に反した場合及び市の土木工事等で支障が生じた場合は、市道の占用を一時中止または取り消すことがある。
 - 市道占用期間は、許可日から令和 年3月31日までとする。更新の際にはその手続きを速やかにとること。
 - 設置位置については宅地等の出入等に支障をきたさないよう十分注意すること。
 - 工事発注前に水道課、下水道課と協議すること。
- * 申請書はそれぞれ添付書類を付け2部提出すること。

掘削幅	復旧範囲	掘削幅	復旧範囲
常温合材		加熱合材	50
粒調碎石		粒調碎石	150
切込碎石		切込碎石	200
砂		砂	

別記1図 (仮復旧) 別記2図 (本復旧)
◎歩道の乗入れ部分は車道に準じる

道路占用許可書

上記の申請について道路占用を許可する。ただし、上記記載の条件を守ること。

令和 年 月 日 羽建収第 号

羽生市長 齋藤 万紀子